

2018年2月2日

各位

株式会社 三井住友銀行

外貨建個人年金保険「一生涯受け取れる 人生応援年金」の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取 CEO：高島 誠）は、2018年2月5日（月）より、外貨建個人年金保険「一生涯受け取れる 人生応援年金」（引受保険会社：三井住友海上プライマリー生命保険株式会社）の取扱を開始します。

本商品は、超高齢社会が進展する中、「人生100年時代」を楽しみながら生きることを応援するために開発された長生きするほど多くの年金を受け取れる外貨建個人年金保険です。トンチン性（1）を高めることによって、据置期間中と年金支払期間中の死亡保障を一時払保険料相当額以下に抑え、生涯にわたる年金額を充実させていることが特徴です。

年金種類は、年金支払い開始後の死亡保障として、一時払保険料に対し、100%・80%・0%（なし）の保証割合が異なる3種類からご選択可能です。一時払の外貨建年金保険で、死亡時の保証を0%（なし）として年金額を充実させた商品は国内生命保険業界初（2）となります。なお、トンチン年金の取扱は、銀行窓販初（2）となります。

三井住友銀行は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んでまいります。

（1）トンチン性とは死亡した方の保障を抑え、その分を生きている他の方の年金に回すことにより、長生きした人ほど、より多くの年金を受け取る仕組みをいいます。イタリア人口レンツォ・トンティが考案した保険制度に由来しています。

（2）三井住友海上プライマリー生命調べ（2017年12月末時点）。2017年12月末時点の生命保険各社のオフィシャルサイトホームページにおいて、一時払の外貨建年金商品およびトンチン年金（据置期間中と年金支払期間中の死亡保障を一時払保険料相当額以下にすることにより、年金額を充実させた商品）を調査対象としています。

以上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、商品のパンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款等の資料をご覧ください。

< 外貨建個人年金保険「一生涯受け取れる 人生応援年金」商品概要 >

項目	内容
指定通貨	米ドルまたは豪ドル
契約年齢	被保険者：満 50 歳～満 90 歳
据置期間	0 年～10 年
年金支払開始年齢	満 50 歳～満 90 歳
保険料払込方法	一時払
最低基本保険金額 (最低一時払保険料)	5 万米ドルまたは 5 万豪ドル
最高基本保険金額 (最高一時払保険料)	5 億円 (保険料受領日における為替レートにて換算) (三井住友海上プライマリー生命の定額商品において同一被保険者で通算して 7 億円) ・ただし、年金額が円に換算して 3,000 万円を超える範囲は取り扱いません。
積立利率	契約通貨・契約年齢・据置期間に基づいて積立利率が設定されます。 契約時に設定された積立利率は、据置期間および年金支払期間を通じて適用されます。
年金種類	・死亡時保証 100%型終身年金 ・死亡時保証 80%型終身年金 ・死亡時保証なし型終身年金
契約時初期費用	一時払保険料に対し 5%
保険関係費	積立利率設定時に保険関係費 (契約の締結・維持に必要な費用) を控除
解約控除	なし
解約 解約払戻金	年金支払開始日前に限り、契約者による解約ができます。 解約払戻金額 = 積立金額 - 市場調整額 (ただし、一時払保険料を上限とします)
年金の一括支払い 一括支払時の支払金	年金種類が死亡時保証 100%・80%型終身年金の場合、年金支払開始後、死亡時保証期間中に限り年金受取人による年金の一括支払いができます。  一括支払金額 = 死亡時保証期間中の年金や死亡一時金の現価 - 市場調整額 年金の一括支払後、死亡時保証期間経過後の年金支払日に被保険者が生存していた場合、年金の支払を再開します。 年金種類が死亡時保証なし型終身年金の場合、年金の一括支払不可です。

< 生命保険全般に関する留意点 >

ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。

一部の商品については、ご契約時の契約時費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用、運用関係費用、年金管理費用等がかかりますが、商品やご選択いただく特別勘定、年金の受取方法等により異なりますので表示することができません。また、一定期間内に解約された場合、解約控除がなされる場合があります。お客さまにご負担いただく手数料等はこれらを足し合わせた金額となります。

外貨建ての保険商品のご購入または年金や死亡給付金、死亡保険金等のお受取にあたって、外貨と円貨を交換する場合には為替手数料等が上記の各種手数料等とは別にかかります。為替手数料等は通貨および金融機関等によって取扱が異なりますので表示することができません。くわしくは、各金融機関の窓口でご確認ください。

当行による元本および利回りの保証はありません。

一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約返戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。

外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約返戻金等を円換算した金額が、払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。

保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、当行ではなく、引受生命保険会社となります。

このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。

保険商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。

引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額、死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額、死亡保険金額、解約返戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。

保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。

当行では借り入れられた資金(他の金融機関での借入金を含みます)を保険料とする保険商品のお申込はお断りしています。

法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。

保険会社による保険金や給付金等のお支払について、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。

保険会社への保険料のお払込について、保険料お払込の猶予期間中に保険料のお払込がない場合、ご契約は失効します。失効した場合、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。

くわしくは各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等をご確認ください。